

1 地区割り案決定後の審議会の流れについて(令和7年度以降)

(1) 各地区ごとの再編案の協議

各地区の再編案について協議を行う。ここでの再編案については複数案を提示、この時点での決定ではなく、地域からの意見聴取を行うための案とする。

(2) 地域からの意見聴取

各地区ごとの再編案について、各地区に含まれる学校のコミュニティスクール等を一堂に集める場を設けて、事務局より説明を行う。そこで、地域の課題等について聴取を行い、その結果を事務局から審議会に報告する。

(3) 地域からの意見集約

各学校のコミュニティスクール等からの意見を審議会に報告し、審議会は各コミュニティスクール等から再編案について出された課題等を、市全体を総括して協議を行う。また、コミュニティスクール等から地区を跨ぐような意見や、提示した再編案とは別の再編案が出された場合、前述と同様に市全体を総括して協議を行い、必要と認めれば、再編案の修正について協議する。

(4) 答申について

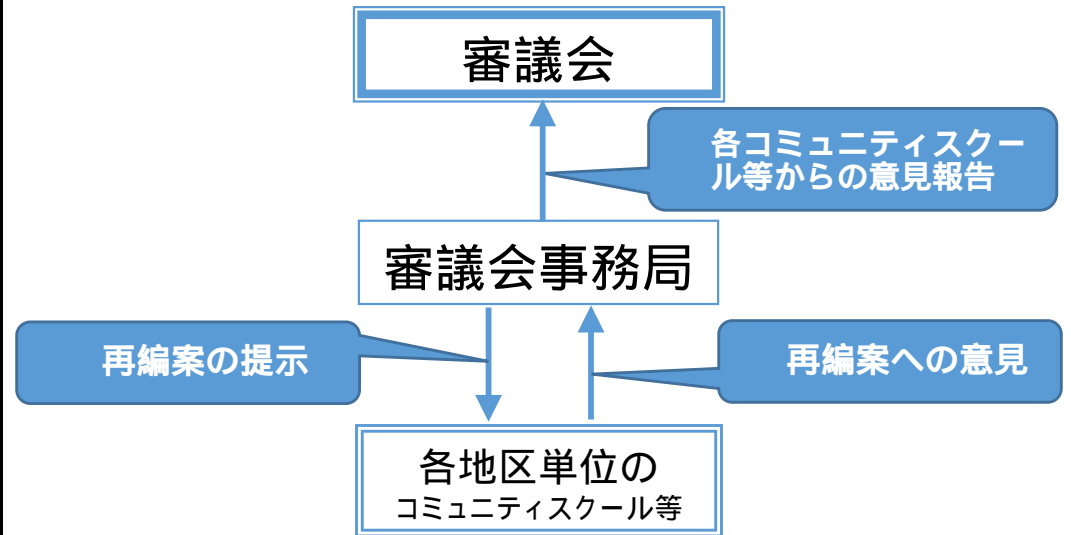
すべてのコミュニティスクール等からの意見をもとに審議会ですべての協議を行い、答申内容についての協議を行う。
答申については、単に再編案の提示のみならず、付帯事項として再編にあたっての留意事項等についても検討し、答申とする。

協議等の流れイメージ

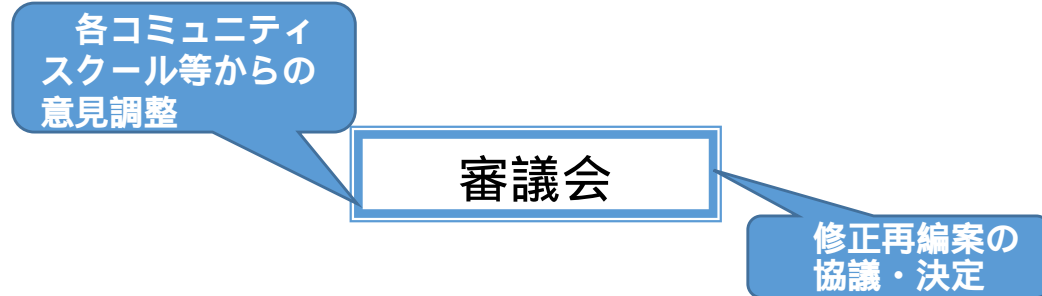
(1) 各地区ごとの再編案の協議



(2) 地域からの意見聴取



(3) 地域からの意見集約



(4) 答申について

